

特定開発行為許可に係る申請書類等チェックリスト（申請者用）

1 事前相談

チェック項目	確認	参照規定
所管土木（治水）事務所、センターに事前相談をしたか。		要綱第3条

2 特定開発行為許可申請書類の確認（申請は、各土木（治水）事務所、センターの許認可指導担当課）

チェック項目	確認	参照規定
申請書類の確認		
(1) 特定開発行為許可申請書（省令別記様式第2）		省令第8条第1項
(2) 計画説明書（細則第2号様式）		省令第8条第2項、第3項、細則第3条
(3) 計画図		省令第8条第4項
① 現況地形図（縮尺1/2,500以上） ・地形、特別警戒区域及び開発区域の境界、対策工事等を施行する位置並びに当該対策工事等の種類		
② 土地利用計画図（縮尺1/1,000以上） ・開発区域の境界並びに特定予定建築物の用途及び敷地の形状		
③ 造成計画平面図（縮尺1/1,000以上） ・開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び当該開発区域における対策施設を設置する位置		
④ 造成計画断面図（縮尺1/1,000以上） ・切土又は盛土をする前後の地盤面		
⑤ 対策工事等平面図（縮尺1/1,000以上） ・対策工事等を施行する位置及び当該対策工事等の種類		
⑥ 対策工事等断面図（縮尺1/1,000以上） ・対策工事等を施行する前後の地盤面の状況及び対策工事等の種類		
⑦ 対策施設構造図（縮尺1/200以上） ・対策施設（施行令第7条第3号から第5号までに規定する施設及び同条第6号に規定する擁壁をいう。以下この表において同じ。）の種類及び構造		
(4) 構造計算書（対象施設を設置する場合） ・対策施設を設置しようとする者は、施行令第7条第3号から第6号までに規定する技術的基準に適合することを説明する構造計算書		省令第8条第5項
(5) 申請書の添付図書（変更許可申請の場合は不要）		
① 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上） ・縮尺1/50,000以上で開発区域の位置を表示した地形図		省令第10条
② 開発区域区域図（縮尺1/2,500以上） ・縮尺1/2,500以上で開発区域の区域等を表示したもの ア 開発区域の区域 イ 当該区域を明らかに表示するために必要な市町村界、大字、字及び小字の境界、特別警戒区域界並びに土地の地番及び形状		
(6) その他必要に応じて提出する資料		
① 他の法令による許可、認可等の状況がわかる資料（許可書の写し等）		省令別記様式第2備考4
② 計画説明書を補足する資料（現況写真）		細則第3条第2項
③ 権原を有すること（または見込みがあること）を証する書面（公図の写し、土地の登記事項証明書等）		
④ その他、許可にあたり所長が必要とする資料		

3 対策工事等の技術審査基準等

チェック項目	確認	参照規定
工事期間は1年以内であるか。（所長が認める場合は3年以内）		審査基準
対策工事等の計画が技術審査基準を満たしているか。		法第12条、政令第7条、審査基準
開発区域及びその周辺の地域において土砂災害の発生のおそれを大きくしていないか（開発行為により新たに特別警戒区域が発生するかどうかの確認のこと）		
高さが2メートルを超える擁壁を設置する場合、都市計画法、宅地造成等規制法又は建築確認の手続きは済んでいるか、又は許可等の見込みはあるか。		政令第7条第6号

備考 申請時に本様式を提出すること。